

例外規定に該当しない場合(一次審査部門へ回付)

【記入例】

必ず事前に提出してください。

取扱注意

記入年月日：平成●●年●●月●●日

安全保障輸出管理事前チェックシート〔技術提供・貨物輸送用〕

職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合、若しくは持ち出ししようとする場合、以下により事前確認を行ってください。

※本シートは、各部局輸出管理担当者へご提出ください。

相手先名	〇〇〇〇	部局名	〇〇〇
所在地	●●● ●●● ●●●	学科・講座等	■ ■ ■ ■
技術の名称	電子カメラの取扱説明書 数値制御装置のプログラム	研究分野	▲ ▲ ▲ ▲ ▲ の研究
貨物の名称	インバータ、真空ポンプ	申請者職・氏名	△△ △△
取引予定期間	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日	*連絡担当者氏名	●●●
用途	【技術】地殻変動調査のための地中温度測定用/医療用ロボット試作機の評価試験のため/国際協力プログラムに基づいて行なう大気観測のデータ解析/セミナーでの発表 【貨物】研究データ収集のため/〇〇の解明を目的とした〇〇を用いた共同研究	e-mail	※※※@hirosaki-u.ac.jp
		内線	内線〇〇〇〇

*貨物の輸送には貨物の輸送

*申請者と連絡窓口が異なる場合は、連絡担当者氏名欄にご記入の上、連絡担当者のe-mail及び内線をご記入ください。

<事前確認>

◎ 経済産業大臣の許可を要しない場合（外為法の規制の該非判定を要しない例外規定）

安全保障輸出管理の観点から、特に支障がないと認められるために経済産業大臣の許可を要しない貨物や技術の提供があります。外為法の規制を受けるかどうかの判定をする前に、提供する貨物や技術が例外規定に該当するかどうかのチェックをしてください。（例外規定の詳細を確認したい場合は、貨物については輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第4条、技術については貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第9条をご覧ください。）

1	以下のいずれかに該当するか。 (技術) ① 無償の経済協力等に関する二国間協定等に基づいた取引 ② 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引 ③ 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引 ④ 公知の技術を提供する取引又は技術を公知するために当該技術を提供する取引 1)新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引 2)学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引 3)工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は閲覧可能な技術を提供する取引 4)ソースコードが公開されているプログラムの提供 5)学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料として不特定多数の者が入手又は閲覧可能な技術を提供する取引 ⑤ 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術の提供に必要な最小限のもの取引 ⑥ プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術の提供に必要な最小限のもの取引 ⑦ 市販のプログラムに関する取引 (貨物) ⑧ 海外出張等で本人が使用する個人用として携帯する、市販のパーソナルコンピュータ及び携帯電話	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
---	---	-----------------------------	---

すべて「いいえ」の場合、「該当しない」にチェックし、項目3～6を記載し、研究推進課へ回付します。

2 設問1のいずれかに「はい」とチェックされた方のみ、以下に「はい」とチェックされた項目の番号とその理由をご記入ください（記入欄が足りない場合は、別紙をご利用いただくか、別紙を添付してください）。

No.	理由
例 ④	提供予定の技術内容は、平成〇年〇月〇日に〇で開催された〇学会において公开发表済。〇（学術雑誌・専門誌）に論文発表済。

上記1、2を含めた例外規定に

■ 該当しない

□ 該当する → 以下、記入不要です。

※例外規定に該当する場合は部局等確認のみで最終決定

例外規定に該当しない場合(一次審査部門へ回付)

3	<p>提供又は輸出しようとする技術・貨物は、外為法上、規制の対象のものか。</p> <p>*リスト規制→貨物の輸出／技術の提供（輸出令・別表第1／外国為替令・別表）</p> <p>*キャッチオール規制→補完的輸出規制対象品目表</p> <p>(注：貴金属、支払手段、証券又はその他債権を化体する証書、木材、食料品等の一部を除くほとんども全ての貨物が規制の対象となっています。また、それらの貨物の「設計」「製造」「使用」は技術も規制対象となっています。)</p> <p>【参照】経済産業省安全保障輸出管理HP (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/) の「貨物のマトリクス表」を参照してください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p>該当する項番〔〇〇項〕</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p>該当する項番〔△△項〕</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
4	<p>相手先が、経済産業省により大量破壊兵器等の開発等に関与している懸念がある企業・機関として公表・提供された外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関であるか。</p> <p>(注：外国ユーザーリストに掲載されている企業等が属している国・地域は、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、アフガニスタンの9か国のみであり、それ以外の国の企業等の場合はリストをチェックするまでもなく「いいえ」となります。)</p> <p>【参照】経済産業省安全保障輸出管理HP (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/) を参照してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
5	<p>相手先が、「国連武器禁輸国・地域」であるか。</p> <p>(注：アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダンの10か国)</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
6	<p>以下のいずれかに該当するか。</p> <p>① 入手した書類において、兵器等の開発に用いられる、又は用いられる疑いがある。又は、相手先が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが記載、記録されている。</p> <p>② 入手した書類において、核燃料物質、核融合、原子炉に用いられる、又は用いられる疑いが記録・記載されている。</p> <p>③ 相手先は外国の軍又は警察である。又は入手した書類において、これらの委託を受けて、化学物質・微生物・毒素の開発等、宇宙に関する研究に用いられる、又は用いられる疑いがある。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>

部局等確認欄			
上記、事前確認の内容を確認する。		部局輸出管理 責任者	部局輸出管理 アドバイザー
<input type="checkbox"/> 取引可 ※例外規定に該当する場合は部局等確認のみで最終決定 <input checked="" type="checkbox"/> 該非判定、取引審査の手續を要する。 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 理由：		平成30年4月30日 	平成30年4月28日
		事前確認No. 18MO001	

一次確認欄	
上記、事前確認の内容を確認する。	
<input checked="" type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 該非判定、取引審査の手續を要する。 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 理由：	輸出管理責任者 平成30年5月2日
事前確認No. 18MO△△△	

上記、事前確認の内容を確認する。		輸出管理統括 責任者
<input checked="" type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 該非判定、取引審査の手續を要する。 理由：		平成30年5月2日
		事前確認No. 18MO△△△

例外規定に該当しない場合(一次審査部門へ回付)

【別紙】

記載例

技術の名称	(例) 電子カメラの取扱説明書 数値制御装置のプログラム 〇〇作用研究における〇〇の重要性に関する解説 〇〇を用いた〇〇への応用
貨物の名称	(例) 携帯電話, パソコン, デジタルカメラ, USB, 携帯電話, スマートフォン, Ipad

※名称は、一般的な用語（固有名でなく商品等の種類を示す一般名）を記載してください。

※資料類（図面類、カタログ、仕様書、取扱説明書等）や定格銘板に表示されている製品等の名称を記載してください。

用途	(例) 【技術】 ●●大学及び〇〇大学での講演データ 情報の取り纏め及びメール確認のため 公表済みの論文別刷りの送付 研究セミナーでの発表 【貨物】 データ等取り纏めのため（自己使用）
----	---

【技術の場合】技術の利用目的が解るように記載してください。

【貨物の場合】最終的な用途、利用目的や研究目的が解るように記載してください。

※軍事用途ではないことを明確にしてください。

例えば、単に「実験用」や「データ処理」と記載すると、最終用途が解らないので注意してください。

例外規定に該当しない場合(一次審査部門へ回付)

【補足資料・共通】

1. 部局棟確認欄の事前確認No. について

〔技術提供・貨物輸送用〕

(例) 18MH001

18	頭2桁が西暦の下2桁 2018年なら18となる。※ただし、年度で考えるため、平成30年度(2018年度)ならば2019年3月31日までは、頭2桁は18で付番してください。 31年度になってから頭2桁を19で付番してください。
M	技術提供、貨物輸送の場合は、 M を使用してください。
H	以下、部局コード表から、安全保障輸出管理コードを確認してください。
001	下3桁は年度区切りの連番 とします。

〔外国人(留学生、研究者、訪問者)受入用〕

(例) 18TH001

18	頭2桁が西暦の下2桁 2018年なら18となる。※ただし、年度で考えるため、平成30年度(2018年度)ならば2019年3月31日までは、頭2桁は18で付番してください。 31年度になってから頭2桁を19で付番してください。
T	外国人(留学生、研究者、訪問者)受け入れの場合は T を使用してください。
H	以下、部局コード表から、安全保障輸出管理コードを確認してください。
001	下3桁は年度区切りの連番 とします。

2. 一次確認欄及び二次確認欄の事前確認No. について

一次確認欄及び二次確認欄の事前確認No.は、同一No.を記入してください。

3. 部局コード表

安全保障輸出管理コード	部局等名称
9A	総務部(役員等含む)
9B	財務部
9C	学務部
9D	施設環境部
9E	研究推進部
9F	社会連携部
H	人文社会科学部
P	教育学部
M1	医学研究科
M2	保健学研究科
S	理工学研究科
A	農学生命科学部
GR	地域社会研究科
M3	医学部附属病院
OC	被ばく医療総合研究所
OE	総合情報処理センター
OF	生涯学習教育研究センター
OI	保健管理センター
OJ	アイソトープ総合実験室
OK	機器分析センター
OL	出版会
OM	附属図書館
ON	資料館
OR	COC推進本部(COC推進室含む)
OS	国際連携本部
OT	地域戦略研究所
9G	教育推進機構
9H	研究・イノベーション推進機構
9I	社会連携推進機構
9J	COI研究推進機構
9K	法人内部監査室
9L	男女共同参画推進室
9M	学長戦略室